

平成28年6月16日
住友生命保険相互会社

「取締役会等の実効性評価」結果の概要について

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）では、コーポレートガバナンスに関する基本方針と、基本方針に基づく運営方針として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、同ガイドラインに沿った経営を行っております。

取締役会および法定の3委員会（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）（以下、あわせて「取締役会等」といいます）の実効性に関する評価にあたっては、全取締役に対するアンケートを実施し、アンケート結果に基づく評価について全社外取締役を構成員とする社外取締役経営協議会での議論を経たうえで、取締役会において決議しております。

取締役会等の実効性に関する評価結果の概要は別紙のとおりとなりますが、総じて有効に機能し、実効性を確保した運営が図られているものと判断しております。一方で、一定の課題も認められることから、課題解決に向けた対応を講じ、更なる実効性の向上に取り組んでまいります。

以 上

「取締役会等の実効性評価」結果の概要

1. 取締役会の実効性評価

《実効性の評価》

- ・取締役会の構成については、取締役の員数は実質的議論を行うにあたって適正規模と判断される11名であり、社内取締役5名・社外取締役6名と、社外取締役が過半数を占めることで、より深度ある議論を行うに資する構成となっているものと判断される。
- ・また、社外取締役には、知識・経験・能力を有する多様な分野の専門家が就任しており、充実した審議を行うにあたって適切なバランスであると判断される。
- ・取締役会付議案件については、各取締役に事前に資料送付されており、また、事前説明についても十分な時間をかけて実施されていることから、取締役会における審議の充実に資する運営がなされていると判断される。
- ・取締役会の運営についても、適切な議事運営のもと十分に審議が尽くされており、また、各取締役とも審議の活性化に努めていると判断される。

《今後の課題》

- ・現状、取締役会付議案件については取締役会が果たすべき機能を踏まえ、適切な案件が付議されていると判断されるものの、取締役会における経営上の重要事項に関する審議の更なる充実を図る観点からは、取締役会付議案件についての更なる見直しを図るなど、不断の改善を図っていくことが必要と判断される。
- ・社外取締役へのサポート体制は、現状においても十分な対応が講じられていると判断されるものの、社外取締役がより一層の役割を果たしていく観点からは、当社の事業展開のグローバル化や当社を取り巻く経営環境の変化に即した、更なる情報提供の充実を図っていくことが望ましいものと判断される。
- ・また、社外取締役経営協議会の活用により、当社の事業戦略等について社外取締役とのより一層の認識共有を図っていくことで、取締役会における審議の更なる活性化、実効性の向上に資することが期待されることから、社外取締役経営協議会の運営面も含めて、より積極的な開催・活用を検討していくことが必要と判断される。

2. 法定の3委員会の実効性評価

《実効性の評価》

- ・平成27年7月から平成28年3月までの各委員会の開催状況は、指名委員会：4回、監査委員会：9回、報酬委員会：4回であり、いずれも適切に開催されていると判断される。
- ・各委員会では審議は十分に尽くされており、各委員とも審議の活性化に努めていると判断される。
- ・また、各委員会の職務の執行状況の取締役会報告についても、遅滞なく、十分な内容が報告されていると判断される。

《今後の課題》

- ・上述のとおり、現状においては特段の課題までは見受けられないものの、引き続き、各委員会の審議の充実化に向けて取り組んでいく必要があるものと判断される。